



令和4年度住民税均等割非課税世帯等の皆様へ

北区電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり5万円

給付金の申請期限

令和5年1月31日まで

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

（住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではなく、以下①②のいずれかにあてはまる世帯）

① 世帯全員の令和4年度
「住民税（均等割）が非課税」
の世帯

② 左記①以外の世帯で、令和4年1月から12月の収入が減少し、**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯（家計急変世帯）

北区から申請書類を発送します (要返送)

- ※ 一部申請が必要な場合があります。
- ※ お手元に届かない場合は、コールセンター（連絡先は裏面に記載）にご連絡ください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

- 申請時点で北区に住民登録のある世帯は北区にご申請ください。
- 申請期限を過ぎると、給付が受けられなくなります。
- 申請書類等のお問い合わせは、コールセンター（連絡先は裏面に記載）にご連絡ください。

詳しくは裏面「II」へ

申請手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から北区にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、北区から給付内容や確認事項が書かれた申請書類を11月上旬から順次送付します。
- 申請書類の内容（支給要件、振込先等）を確認して、北区に返信してください。
【確認事項】
 - ① 給付金の振込口座
 - ② 世帯の全ての方が、住民税が課税されている方から税法上の扶養を受けていないこと

(2) 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 対象となる世帯には、北区から申請書類を11月中旬から順次送付します。
- 申請書類に必要事項を記入して、添付資料とともに、北区に郵送でご提出ください。

II 予期せず家計が急変※1したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入※2となった世帯（家計急変世帯）

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。（申請時点に住民登録のある市区町村へ申請）
- 申請書類に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともに、北区に郵送でご提出ください。

※1 定年退職による収入の減少、年金が支給されない月、事業活動に季節性があるもの等、収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

※2 住民税非課税相当の収入とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入×12）が住民税（均等割）非課税相当の収入額であることを指します。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない	100.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養	156.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養	205.7万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養	255.7万円

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、北区役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ（北区価格高騰緊急支援給付金コールセンター）

スマートフォンの方はこちら
（北区ホームページ）

フリーダイヤル 0120-550-620
受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）

